

平成19年度包括外部監査の結果報告書 指摘事項の措置状況

ページ	項目	指摘事項	担当部署 (所管課)	措置状況	対応 区分
P129	差押期間が10年超で大口のもの	<p>(No.6について)</p> <p>倉敷市は平成8年2月に土地・建物を差押えている。平成12年10月に差押を知らずに、売買により個人に売却し、移転登記している。売却先との交渉は困難と思われる。今後時間が経過しても解決は困難である。強制的に公売か、不納欠損処理の結論を出す必要があると考える。</p>	納税課	<p>倉敷市が差し押さえている不動産については、既に当時の家屋は無く、別の家屋が建てられており、また他の債権が市の債権より優先する状況から、公売を実施しても配当は見込まれないため、平成25年10月に不動産差押を解除しました。</p> <p>また、滞納者(法人)について納付見込調査をしましたが、営業利益は出ておらず、役員からの借入以外に金融機関からの多額の借入もあり、資力の急激な回復も見込まれない状況のため、滞納処分を執行すると直ちに事業の継続を困難にする恐れがあると判断されること、及び平成21年に事業を再開してからは課税された法人市民税等については完納しており、今後新たな滞納を発生させる恐れはないと認められることから、平成25年10月に差押解除分(平成5年度から平成7年度までの固定資産税)を執行停止処分としました。</p>	措置済
P134	個別事例検討	<p>(No.5について)</p> <p>賃貸ビルのオーナーである。平成11年ごろから、ビルを売却して納税するといってまだ売却できていない。分割納付をしているが、年間課税額にたらず滞納額が増えている。毎年時効で不納欠損となっている。資産があるため差押処分を検討すべきである。</p>	納税課	<p>平成24年11月からの納税折衝を継続して行った結果、市県民税は平成24年度中に完納されました。その他の市税(固定資産税)の滞納については、平成25年7月に配当が見込まれる土地及び家屋を差し押え、徴収債権の保全及び時効中断の措置を執りました。</p>	措置済

(公表日:平成26年2月3日 通知日:平成25年12月25日法第35号)